

2020年度大学生によるまちづくり活動応援助成金 応募要領（二次募集）

目的

大学コンソーシアムせとでは、大学生が行う自由で自発的なまちづくり活動を支援することにより、大学生の成長及び自立を促し、その活動成果が地域社会の発展に資するよう、大学生によるまちづくり活動に要する経費を助成します。

助成を受けられる団体の要件について

次のすべての要件に該当する団体

- (1) 大学コンソーシアムせと加盟大学に所属する団体。（加盟大学以外の学生を含むことも可）
- (2) 団体の活動範囲に瀬戸市が含まれていること。

ただし、政治活動、宗教活動、選挙活動を目的とする活動、特定の公職（候補者を含む）または政党を推薦・支持・反対することを目的とする活動、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的とする団体は除きます。

※ 申請にあたっては、原則、活動の顧問的立場となる教員が必要です。教員がない場合は、大学コンソーシアムせと事務局までご連絡ください。

助成対象となる活動について

- (1) 活動の種類は「学生による、瀬戸市での地域活動または社会活動」とする。
- (2) 営利を目的としない活動であること。
- (3) 同じ事業内容で継続して申請は可能ですが、恒久的に助成が補償されるものではありません。

（例）

- ・ 多くの市民がまちづくり活動に参加しやすくするため、地域で活動する団体の情報や学生のまちづくり活動をPRする情報誌を発行する。
- ・ 小中学校の授業においてサポート活動を行う。
- ・ 未就学の外国人の子どもを対象に日本語指導を行う。

助成対象とならない活動について

- (1) 助成金が団体そのものの運営経費に充てられ、事業性がない活動
- (2) 特定の個人や団体、また構成員のみが利益を受ける活動
- (3) 政治・宗教・営利目的に関する活動

助成対象期間

助成金交付決定日から2021年2月5日（金）まで。

※ 助成対象期間とは、この期間内に実施される活動を助成の対象とするもので、この期間内に発生する経費に対してのみ、助成金を充当できます。

助成金額

助成金額は、助成対象経費に対して上限25万円です。書類審査により決定します。

助成の対象とならない経費など

● 次に掲げる経費は助成対象外とします。

- ① 団体の構成員による会合の飲食費
（例）会議の際の茶菓や昼食代
- ② 団体の構成員に対する人件費、謝礼
（例）事務員の人件費、謝礼
- ③ 団体の経常的な活動に要する経費
（例）加入団体への会費や総会経費
- ④ 団体の事務所等を維持するための経費
（例）団体の事務所の家賃や光熱水費
- ⑤ その他該当活動の実施にかかる直接経費と認められない経費

● 備品の取扱

- ・ カメラやパソコンなど日常的に使用できるものは対象外です。
- ・ 特殊な備品は原則レンタルしてください。レンタル不能で購入せざるを得ない場合のみ購入を可とします。ただし、購入した備品は大学コンソーシアムせとの帰属とします。
（例）自然環境関係の活動で、環境測定機器が必要となる場合。

● 助成対象から差し引くもの

- ・ 入場料など参加者から得られる収入
- ・ 活動に伴う売上などの収入
- ・ この助成金以外で、申請活動に交付される国・県・市・公益法人からの補助金

申請用紙の配布

配布場所 大学コンソーシアムせと事務局（パーティせと3階）、大学コンソーシアム加盟6大学の学生担当部署で配布します。また、大学コンソーシアムせとホームページからもダウンロードできます。

←

応募期間（二次募集）

～2020年7月15日（水）必着

（午前8時30分～午後5時15分（土日祝休み））

※ 応募を検討している団体は、7月8日（水）までに、必ず大学コンソーシアムせと事務局までご連絡ください。

応募先・方法

応募される団体は、指定の「助成申請書」に必要事項を記入し、「必要に応じ活動内容のわかる資料（任意）」を添付して大学コンソーシアムせと事務局まで持参してください。郵送による申請も受け付けますが、応募期間内に指定の書類がすべてそろっていることが必要ですので、ご注意ください。

なお、申請書類は返却いたしません。

助成金の決定方法

大学コンソーシアムせと企画推進部委員の中から選任する審査員による審査をします。審査は次の方法で行います。

- ・ 書類審査（応募の際に提出いただく書類の審査）

審査基準

審査は、次のような視点で行います。

(1) 公益性・有効性

社会的な公益の向上が見込めそうか。市民ニーズに応えるものであるか。熱意・情熱は十分か。活動が社会状況に合致しているか。地域社会への有用性や社会変革性があるか。個人の想いを社会的な力とする活動であるか。

(2) 実現性

活動内容は実現可能か。実行可能な方法、スケジュール、予算で活動計画が立案されているか。事業手段は妥当か。

(3) 先駆性・独自性

学生らしい独創的かつ開拓的な活動か。類のない着眼点か。問題提起または課題把握は斬新か。社会または時代感覚を先取りしているか。

助成金の交付（振込）

活動終了後の交付を基本とします。ただし、交付決定額の2分の1までの金額を前払いすることもできます。また、請求書の発行された対象経費で、明らかに2分の1以上の支出が見込まれる場合は、その必要額を前払いします。

報告義務

(1) 中間報告

活動の進捗状況を確認するために、中間期に活動の状況報告をしていただきます。

(2) 実績報告

活動終了後30日以内または**2021年2月7日（金）**のいずれか早い日までに、所定の様式に基づいた活動実績報告書の提出が必要です。詳細は決定通知後、改めてお知らせします。

(3) 活動成果報告会

活動成果を加盟大学の教職員や学生、また市民の方に広く紹介していただくため、2月に活動成果報告会を行いますので、必ずご参加ください。日程は決まり次第ご案内します。

その他

他団体（行政の担当部署や同様の活動をしている市民団体など）から活動に対する助言をいただくため、事務局より関係団体を紹介することができます。他団体からの助言をいただくことで、活動の見直しやアイデアを膨らますことができ、新たな連携や活動の広がりも期待できます。また、社会人の方の意見を直接聞くことができる貴重な機会となります。

問合せ先

大学コンソーシアムせと

〒489-0044 瀬戸市栄町45番地 パルティせと3階

電話：0561-97-1177 FAX：0561-97-1171